

大崎市立古川第二小学校 いじめ防止基本方針 令和8年度版

はじめに

ここに定める「古川第二小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第12条を踏まえて策定された「大崎市いじめ防止基本方針（令和元年9月）」を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

（1）定義 身の苦痛を感じているものをいう。〈一定の人間関係〉とは…

学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係を指す。

〈物理的な影響〉とは…

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりされたりすることを意味する。「仲間外れ」や「無視」など、直接関わるものではないが心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、その背景等の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい」

（3）学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を推進し、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめの認知については、「ごく初期段階のいじめ」「意図せず相手を傷付けた場合」等もいじめとして認知する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら経過観察を行う。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（1）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できたという達

成感を味わえるよう、教科指導を充実する。

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、良さを認め合う学年・学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないこと等について、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努め、全ての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感、充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。

(2) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流等、心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わり合えることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（生徒指導の三機能の充実）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。
 - ①児童に自己存在感を与える
 - ②共感的な人間関係を育成する
 - ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、関係機関の指導や児童同士の話合い、保護者や地域の方も交えた学習会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 教職員同士の情報共有の在り方

- ・運営委員会、職員会議等において、常時的に情報交換を行い、早急な対応が必要な児童への対応策を協議する。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声掛け、チェックシートの活用、学校生活アンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の大崎市いじめ調査等を活用し、対策を検討する。
- ・学級担任や少人数指導担当、養護教諭等全教職員が些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや子ども

と親の相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(3) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にし、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主任やいじめ・不登校担当者を中心にケース会議を実施し、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・大崎市適応指導教室（けやき教室）等において、いじめにより不登校となった児童に対するきめ細やかな支援を行う。

(4) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議、生徒指導・特別支援研修会等、いじめ防止等のための研修会はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料の活用や対応マニュアルの周知に努める。
- ・一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。長期休業中に、生徒指導主任、いじめ・不登校担当者が中心となって校内研修を実施する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から学ぶための教職員の研修を行う。

(5) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめた側の児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(6) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子どもの心のケアハウス、医療機関、法務局等の人権擁護機関、市や県の関係部局、主任児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ・不登校対策委員会」を設置す

る。

学校職員：校長，教頭，主幹教諭，教務主任，研究主任，生徒指導主任，いじめ・不登校対応担当職員，学年主任，特別支援教育主任，養護教諭等

学校職員以外：スクールカウンセラー（SC），（子どもと親の相談員）

必要に応じて，保護者代表（PTA），スクールソーシャルワーカー（SSW），弁護士（スクールロイヤー），医師，人権擁護委員 等

5 いじめ事案への対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ・いじめの発見・通報・相談を受けた場合には，特定の職員で抱え込まず，速やかに学校いじめ対策組織に報告し，事実確認や情報収集を組織的に行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連絡等役割を明確にした組織的な動きをつくる。

〔対応の重点〕

- ・いじめの兆候を把握したら，速やかに情報共有し，組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた，あるいは疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い，安全を確認しつつ組織的に情報を収集し，迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下，謝罪の指導を行う中で，いじめを受けた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては，保護者と連携しながら児童を見守り，心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに，二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある，安易に解消としない。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月以上ない。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていない（本人と保護者に面談等で確認する）

〔大まかな対応順序〕

- ①いじめの訴え，情報，兆候の認知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に，保護者の協力を得ながら，背景も十分に聞き取る）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家の力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分に踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを受けた児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告，警察その他の機関との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な指導（保護者との連携）

（2）「重大事態」と判断された時の対応

いじめの重大事態については，国の基本方針，宮城県の基本方針，大崎市の基本方針及び「いじめの重大事態に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）令和6年度改訂」により適切に対応する。 【定義】

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時、いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時のことと捉える。

〔基本姿勢〕

- ・いじめを受けた児童やその保護者が抱いている「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たる。
- ・学校側の対応に不手際があったとしても、いじめを受けた児童・保護者に対して、調査の結果についての説明を行う。
- ・重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対応及び事案の再発防止が目的であることを認識する。

〔調査組織〕

- ・調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるようにする。その際、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体になるのかの判断は、学校長が学校の設置者（教育委員会等）の判断を仰ぎ決定する。

〔主な対応・留意点〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 学校評価における留意事項

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。また、いじめ防止等のための取組に係る到達目標を設定し、学校評価において目標達成状況を評価するとともに、結果を踏まえ、改善を図る。
- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し、適切に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの早期発見の取組に関すること
 - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

7 個人情報等の取扱い

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、卒業後1年を経過するまで保存する。また、聴取結果等を記録した文書等の2次資料及び調査報告書は、5年間保存する。